留意事項・調査項目の全体像

＜留意事項＞

調査票への回答にあたっては、以下の点にご留意頂きますようお願い致します。

1.回答の基準日

第１票（基本情報）、第２票（自治体の体制整備状況）については、項目において指定が無い場合、令和Y年４月１日時点の状況をご回答ください。
第３票（精神科病院における業務従事者による虐待）、第４票（精神科病院における虐待に関する死亡事例）については、
令和X年４月１日～令和Y年３月31日までに発生した事例についてご回答ください。

2.個票の入力

第３票では調査票右側の欄に、虐待事例の概要、被虐待者の属性、虐待者の属性に関する個票がございます。個票に数字を入力すると、左側の合計欄に合計値が自動で計上されます。

3.第３票と第４票の紐づけ

第３票には、第４票の回答対象となる死亡事例も含めてご回答ください。
第４票（死亡事例）では、第３票で入力した個票の番号（虐待事例の番号、被虐待者の枝番号、虐待者の枝番号）を入力いただきます。

＜調査票の全体像＞

各調査票の構成及び主な調査項目は以下の通りです。

調査票	設問の分類	主な調査項目
第１票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の基本情報	都道府県市の基本情報	・自治体名 ・所属部署 ・担当者連絡先
	虐待対応窓口の設置状況	・窓口設置状況 ・事務委託状況
	精神科病院の基本情報	・病院数 ・病床数 ・入院患者数
第２票 精神科病院における虐待防止に関する自治体の体制整備状況	虐待対応窓口等の周知状況	・周知状況（窓口・通報義務） ・周知方法 ・他相談窓口との一体的運営の状況
	虐待防止に関する体制整備・機関連携	・専門職確保状況 ・ネットワーク構築状況・実施方法 ・マニュアル作成状況 ・庁内関係部署での情報共有状況
	虐待防止に関する取組	・従事者・関係者への周知・研修実施状況
第３票 精神科病院における業務従事者による虐待	通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果	・通報・届出件数（属性別）／監査・実地指導等により判明した事例件数 ・通報・届出等に係る対応実施件数、およびその方法・参加者・他機関連携状況等 （対応方針協議／報告徴収／ケース会議） ・結果別件数、およびその理由 （虐待の事実が認められた事例／虐待の定義には該当しないと判断した事例事例／客観的な証拠が得られなかった事例）
	虐待事例の概要（個票あり）	・被虐待者数 ・虐待種別・緊急性 ・虐待期間・頻度 ・虐待の発生時間帯
	被虐待者の属性（個票あり）	・入院・外来の種別 ・性別、年齢 ・精神科病名、身体的合併症の有無 ・入院形態、病棟種別、入院期間 ・行動制限の状況
	虐待者の属性（個票あり）	・性別、年齢、主たる職種、雇用形態、実務経験年数
	虐待の事実が認められた病院における虐待防止に関する取組	・虐待防止に関する取組の実施有無別の虐待件数 （マニュアル・規定整備／研修実施／意見聴取仕組み構築、等）
	虐待の発生要因と分析	・課題別虐待件数 （教育・知識・スキル等／職員のストレスや感情コントロール／倫理観や理念の欠如、等）
	精神科病院への対応（改善命令の実施等）	・対応別件数 （改善計画提出／必要な措置（およびその内容）／命令に従わなかった病院の公表／医療提供の制限および公表）
	精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応	・対応別件数 （自治体の退院請求・処遇改善窓口へ繋いだ／当該病院内の地域の関係機関等と連携する窓口へ繋いだ／実地指導の実施や、病院管理者に運営に関する助言や情報提供等を行った、等）
第４票 精神科病院における虐待に関する死亡事例	虐待等による死亡事例の有無 事件の概要	・事件発生年月日 ・事件形態 ※第3票で入力した虐待事例との紐づけ
	事件前の行政サービス等の利用	・障害福祉サービス ・行政への相談
	事件の状況	・概要・要因
	事後検証の実施状況	・実施の有無 ・検証した事項
	事件に対するその他の対応	・行政処分状況 ・報道の有無

【 第1票 】

精神科病院における虐待防止に関する基本情報調査票

都道府県市の基本情報

問1	自治体情報	①	自治体名	
		②	自治体市コード（自動入力）	（自治体名を選択してください）
問2	記入者情報	①	所属部署名	
		②	担当者名	
		③	電話番号	
		④	メールアドレス	

＜回答欄の色について＞

回答の方法や状況により、回答欄の色が変化します。

：セルに設定された選択肢から１つ選択してください。

：該当する項目について、〇を選択してください。

：質問に応じた内容（数字等）を入力してください。

：回答は不要です。

※回答すると回答欄は白色になります

虐待対応窓口の設置状況

問3	虐待対応窓口の設置状況			1.直営のみ 2.委託のみ 3.直営と委託の両方
問4	虐待対応窓口の事務委託状況	①-1	事務委託状況（通報又は届出の受付） ※問3で「2.委託のみ」または「3.直営と委託の両方」を選択した場合のみ回答	1.委託あり 0.委託なし
		①-2	事務委託先（通報又は届出の受付） ※①-1で「1.委託あり」を選択した場合のみ回答	1.医療・精神保健に関する職能団体・業界団体 2.精神障害者等の当事者団体・支援団体 3.その他
		①-3	その他の具体的な内容	
		②-1	相談・指導及び助言 ※問3で「2.委託のみ」または「3.直営と委託の両方」を選択した場合のみ回答	1.委託あり 0.委託なし
		②-2	事務委託先（相談・指導及び助言） ※②-1で「1.委託あり」を選択した場合のみ回答	1.医療・精神保健に関する職能団体・業界団体 2.精神障害者等の当事者団体・支援団体 3.その他
		②-3	その他の具体的な内容	
		③-1	事務委託状況（広報・啓発活動） ※問3で「2.委託のみ」または「3.直営と委託の両方」を選択した場合のみ回答	1.委託あり 0.委託なし
		③-2	事務委託先（広報・啓発活動） ※③-1で「1.委託あり」を選択した場合のみ回答	1.医療・精神保健に関する職能団体・業界団体 2.精神障害者等の当事者団体・支援団体 3.その他
		③-3	その他の具体的な内容	
問5	虐待通報等の受付方法について、専用電話回線の他、様々な手段（メールやSNS、ビデオ通話、手紙、来所等）による受付			1.実施 0.未実施

＜回答に当たっての留意事項（O列）＞

問4①-1
委託先が複数ある場合、委託の業務内容が委託先によって異なる場合においても、設問の業務が委託されている場合は「1.委託あり」と回答してください。

問4②-1
委託先が複数ある場合、委託の業務内容が委託先によって異なる場合においても、設問の業務が委託されている場合は「1.委託あり」と回答してください。

問4③-1
委託先が複数ある場合、委託の業務内容が委託先によって異なる場合においても、設問の業務が委託されている場合は「1.委託あり」と回答してください。

問5
・虐待対応窓口における虐待の通報・相談方法として、通常実施している専用電話回線以外の手段で受け付ける体制があるかを確認するものです。
・精神保健担当部署だけでなく、自治体等のご意見や相談を広く受け付けるメールアドレスやSNSアカウント等であっても、精神科病院における精神障害者虐待の相談・受付を行っている場合は「実施」とします。
・令和X年4月1日～令和Y年3月31日の期間内での実績について回答してください。

精神科病院の基本情報

問6	①	当該都道府県市が管轄する精神科病院の数		施設
	②	当該都道府県市が管轄する精神科病院の病床数		床
	③	当該都道府県市が管轄する精神科病院の入院患者数		名

問6①～③
令和Y年6月30日時点における状況について回答してください。

問6②
・医療法上で届け出ている病床数を回答してください。
・「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）」に基づく病棟は除いて回答してください。

【 第2票 】

第2票

精神科病院における虐待防止に関する体制整備状況調査票

自治体名（自動）

虐待対応窓口等の周知状況

問1	①	精神科病院における業務従事者及び患者等への虐待対応窓口の周知状況	1.実施　0.未実施	
	②	精神科病院における業務従事者及び患者等への虐待通報義務の周知状況	1.実施　0.未実施	
問2	精神科病院における業務従事者及び患者等への虐待対応窓口及び虐待通報義務の周知方法 ※問1①または②の少なくとも一方に「1.実施」を選択した場合のみ回答	① 広報誌	1.実施　0.未実施	
		② パンフレット	1.実施　0.未実施	
		③ ポスター	1.実施　0.未実施	
		④ ホームページ	1.実施　0.未実施	
		⑤ その他	1.実施　0.未実施	
		⑥ その他の具体的な内容		
問3	精神科病院における障害者虐待の対応窓口を、障害者虐待、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営		1.実施　0.未実施	

虐待防止に関する体制整備・機関連携

問4	当該都道府県市における精神障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	① 精神保健福祉士・精神科ソーシャルワーカー	1.確保　0.未確保	
		② 精神科医（精神保健指定医以外）	1.確保　0.未確保	
		③ 精神保健指定医	1.確保　0.未確保	
		④ 心理職（臨床心理士、公認心理師等）	1.確保　0.未確保	
		⑤ 保健師	1.確保　0.未確保	
		⑥ 看護師	1.確保　0.未確保	
		⑦ 精神保健福祉相談員（上記資格者以外）	1.確保　0.未確保	
		⑧ 精神障害の福祉や権利擁護分野の経験のある元行政職員・教員等	1.確保　0.未確保	
		⑨ その他	1.確保　0.未確保	
		⑩ その他の具体的な内容		
問5	①	虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	1.実施　0.未実施	
	②	①のネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている　※①で「1.実施」を選択した場合のみ回答	1.該当　0.非該当	
	他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施 ※①で「1.実施」を選択した場合のみ回答	③-1 障害者虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施　0.未実施	
		③-2 高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施　0.未実施	
		③-3 児童虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施　0.未実施	
		③-4 配偶者暴力虐待防止のネットワークと一体的に実施	1.実施　0.未実施	
		③-5 生活困窮者自立支援事業と連携して実施	1.実施　0.未実施	
		③-6 差別解消法による相談窓口と一体的に実施	1.実施　0.未実施	
問6	都道府県市独自の精神科病院における虐待対応のマニュアル等の作成	① マニュアルの作成	1.実施　0.未実施	
		② 対応フロー図の作成	1.実施　0.未実施	
		③ 事例集の作成	1.実施　0.未実施	
問7	精神科病院における事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有		1.実施　0.未実施	

虐待防止に関する取組

問8	精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（マニュアル整備等の虐待防止措置や、虐待通報の周知や相談体制の整備等）に関する周知	1.実施　0.未実施	
問9	精神科病院の業務従事者、精神保健福祉センター等の関係者への虐待防止、人権や権利擁護、患者への関わり方等に関する研修（他団体が主催する研修への参加を含む）	1.実施　0.未実施	

精神科病院と連携した虐待防止に向けた取組事例

問10	精神科病院と連携した虐待防止に向けた取組事例（自由回答）	

＜回答に当たっての留意事項（0列）＞

問3
精神科病院における精神障害者虐待の相談窓口について、一部でも各種虐待と一体的に相談窓口を運営している場合は「実施」とします。

問4
・精神障害者の福祉又は権利擁護や虐待対応窓口（※）を主に担当する職員について、兼務の方も含めて対象とします。
※虐待対応窓口を担当する委託事業者の職員も含めて対象とします。

※問5～7について
実績が無い場合においても体制を整備している場合には「実施」とします。

問5①
新たに精神科病院における精神障害者虐待の防止のためのネットワークを構築する場合以外に、各自治体が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築のための協議の場や精神保健福祉法、障害者総合支援法に基づく協議会等、既存の組織やネットワークを活用した障害者虐待防止の対応（協議等）のいずれかを行うこととしている場合も「実施」とします。

問6
他団体のマニュアル等を一部改変した場合も「実施」としてください。また、名称に関わらず、精神科病院における精神障害者虐待の対応方法、手順・判断基準などを整理して示したものは該当することとします。マニュアルや事例集が同一の資料とされている場合、それぞれに「実施」とします。また、すでに過去に整備済みであり、当該マニュアル等を活用している場合は「実施」とします。

問7
指導監査や事故報告の受理等を兼務している場合には「実施」とします。

問9
・単独の研修、周知会等でなく、他の権利擁護、成年後見の研修、周知にあわせて行う場合でも「実施」とします。
・職員が受講者等として研修に参加する場合は「実施」には含まれません。

【 第3票 】

精神科病院における業務従事者による虐待に関する調査票

自治体名（自動）

通報・届出から虐待認定に至るプロセスと結果

問1	虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者（属性不明を含む）による都道府県市への通報件数					件
問2	虐待を受けたと訴える精神障害者による都道府県市への届出件数					件
問3	通報・届出者ごとの人数 ※問1または問2のうち少なくとも一方に1件以上で回答した場合のみ回答	病院（組織）からの通報	①	病院管理者		名
			②	事務長		名
			③	看護部長・病棟師長		名
			④	虐待防止委員会・委員会関係者（①～③に該当する者を除く）		名
			⑤	不明		名
			⑥-1	その他		名
			⑥-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1	
					2	
					3	
		個人からの通報	⑦	被虐待者本人		名
			⑧	医師		名
			⑨	看護師・准看護師		名
			⑩	看護助手		名
			⑪	精神保健福祉士		名
			⑫	その他業務従事者		名
			⑬	当該病院の元職員		名
			⑭	他患者		名
			⑮	家族・親族		名
			⑯	知人		名
			⑰	警察職員		名
			⑱	精神医療審査会事務局職員		名
			⑲	自治体職員（精神医療審査会事務局職員を除く）		名
			⑳	代理人弁護士		名
			㉑	不明（匿名を含む）		名
			㉒-1	その他		名
			㉒-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1	
					2	
					3	
問4	監査・実地指導・報告徴収等により判明した事例件数					件
問5	前年度からの繰越件数（通報・届け出・監査・実地指導等により判明した事例件数）					件
問6	①	通報・届出内容に関する対応方針（初動対応）を協議した事例件数				件
	①の件数のうち、職員の参加、外部機関との連携状況別の事例件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答		②-1	担当部局職員が参加		件
			②-2	担当部局管理職が参加		件
			②-3	委嘱した外部専門家（精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等（いずれも当該精神科病院と関わりのない者））と連携		件
			②-4-1	その他のメンバー（②-1～②-3のメンバー以外）が参加		件
			②-4-2	その他のメンバーの具体例を多い方から3つまで記入	1	
					2	
					3	
問7	①	業務従事者による虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数				件
	①の件数のうち、実施状況別の事例件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答		②-1	診療録や帳簿書類（電磁的記録を含む）の提出・提示を命じた		件
			②-2	自治体職員又は指定医により、診療録や帳簿書類（電磁的記録を含む）を検査		件
			②-3	自治体職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問（聞き取りやアンケート調査）を行った		件
			②-4	指定医により、入院患者の診察を行った		件
			②-5-1	その他の対応を行った		件
			②-5-2	その他の対応の具体例を多い方から3つまで記入	1	
					2	
					3	
	報告徴収等を行うまでの日数ごとの件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答		③-1	0日（当日）		件
			③-2	1日（翌日）		件
			③-3	2日		件
			③-4	3～6日		件
			③-5	7～13日		件
			③-6	14～20日		件
			③-7	21～27日		件
			③-8	28日以上		件
問8	①	虐待対応ケース会議を開催した事例件数				件
	①の件数のうち、実施状況別の事例件数 ※①に1件以上で回答した場合にのみ回答		②-1	担当部局職員が参加		件
			②-2	担当部局管理職が参加		件
			②-3	保健所、精神保健福祉センター等の虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる関係機関の関係者等が参加		件
			②-4	委嘱した外部専門家（精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等（いずれも当該精神科病院と関わりのない者））が参加		件
			②-5-1	その他のメンバー（②-1～②-4のメンバー以外）が参加		件
			②-5-2	その他のメンバーの具体例を多い方から3つまで記入	1	
					2	
					3	
				問1（都道府県市への通報件数）、問2（都道府県市への届出件数）、問4（監査・実地指導・報告徴収等により判明した事例件数）、問5（前年度からの繰越件数）の合計	0	件

＜回答に当たっての留意事項（O列）＞

問1
・同一人物から複数回の通報があった事例、複数の者から通報があった事例及び被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例において、同一又は明らかに同一事例と判断できる事例であれは「1件」としてカウントしてください。
・1回の通報で被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例を「1件」とカウントするかについては、通報時点の情報に基づき総合的にご判断ください。
・通報受付時点とその後の対応（対応方針（初動対応）の協議/報告徴収/虐待対応ケース会議 等）が終了した時点で件数が異なる場合、後者の件数を回答してください。
（例）通報受付時点では「1件」として受け付けたが、その後の協議等により複数事例として対応することとなったケース等
・通報件数が0件の場合は必ず0と記入してください。
・「庁内虐待対応窓口担当部署以外の部署」で受け付けた相談・通報が虐待対応窓口に連絡された件数も、それぞれ計上してください。

問2
・同一人物から複数回の届出があった事例、複数の者から届出があった事例及び被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例において、明らかに同一事例と判断できる事例であれは「1件」としてカウントしてください。
・1回の通報で被虐待者が複数、又は虐待者が複数であった事例を「1件」とカウントするかについては、通報時点の情報に基づき総合的にご判断ください。
・原則として、電話等の中で虐待に関連する連絡であることが確認できたものについて、虐待に関連する「相談」も含めてカウントしてください。（間違い電話など明らかに虐待とは関係無いと判断される内容についてはカウントから除外してください。）
・届出受付時点とその後の対応（対応方針（初動対応）の協議/報告徴収/虐待対応ケース会議 等）が終了した時点で事例件数が異なる場合、後者の件数を回答してください。
（例）届出受付時点では「1件」として受け付けたが、その後の協議等により複数事例として対応することとなったケース等
・届出件数が0件の場合は必ず0と記入してください。
・「庁内虐待対応窓口担当部署以外の部署」で受け付けた相談等が虐待対応窓口に連絡された件数も、それぞれ計上してください。

問3
・問1および問2における受付事例に関する通報・届出者をカウントしてください。「1件」とカウントした事例でも、複数の者から通報・届出があった場合、それぞれ該当するすべての項目に人数をカウントしてください。ただし、同一又は明らかに同一と思われる通報・届出者から同一事例に対して複数回の通報・届出があった事例については、「1名」としてカウントしてください。
・複数の職種を兼務している場合には主な職種で回答してください。
・殺人等の死亡事例で、警察署や報道等から事例を把握した場合も件数に入れてください（「⑰ 警察職員」または「㉒-1 その他」等に記載）。
・「その他（⑥-1、㉒-1）」に該当する事例がある場合は、人数を記載するとともに、下段記入欄に具体的な通報者の属性(職種、団体名等)を事例の多い順に3つまで記入してください。

問4
通報等受付後の確認や調査（報告徴収等）により判明した事例についても本項目に計上してください。

問5
前年度調査において、問9「虚待を示す客観的な証拠が得られなかった理由別の事例件数」に③-6「事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定（虚待の事実の判断は次年度）」と計上した件数を入力してください。

※問6～8について
令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」別添「精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ」をご参照ください。

問6
・問1の「虚待を受けたと思われる精神障害者を発見した者（属性不明を含む）による都道府県市への通報件数」と問2「虚待を受けたと訴える精神障害者による都道府県市への届出件数」にて計上した事例のうち、対応方針の協議（初動対応の決定）を行った件数を①にカウントするとともに、行った時の体制と実績を②-1～②-4にカウントしてください。
・②は、①の件数のうち、選択肢のメンバーが協議に参加した事例件数を回答ください。協議に参加した人数ではありません。
（例えば、1事案に対し、職員2名、管理職1名が参加した協議を開催した場合は、②-1に「1」件、②-2に「1」件と回答ください。）
・対応方針の協議（初動対応の決定）を行った時の体制は、令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」第3（1）「担当部局会議の招集」にて、以下の通り記載しています。
『都道府県において、虐待疑い事案の初期対応を検討するため、担当部局会議を招集する。担当部局会議は、都道府県の担当部局の管理職及び職員の複数人で構成するものとする。』
・通報・届出受付件数1件に対し、複数回、対応方針（初動対応）を協議した場合でも1件とカウントしてください。

問7
・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」第40条の5に基づき行った場合について計上してください。
・①について、複数の被虐待者がいる場合、自治体において当該虐待事例を1件として整理・管理される場合は1件としてカウントしてください。
・①②について、1事例に対し、複数の入院患者や関係者に対する聞き取り等の対応を行った場合においても「1件」とカウントしてください。
・③について、問1、問2、問4、問5に該当する通報等を受理、または事例が判明した日を起算日とし、そのケースに係る報告徴収を最初に実施した日（立入検査により実施した場合は初回の検査日、その他の手段により実施した場合は初回の発信日）までの日数を記載してください。

問8
・問7の「業務従事者による虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数」にて計上した事例のうち、虐待対応ケース会議を開催した件数を①にカウントするとともに、行った時の体制と実績を②-1～②-5にカウントしてください。
・①について、複数の被虐待者がいる場合、自治体において当該虐待事例を1件として整理・管理される場合は1件としてカウントしてください。
・②は、①の件数のうち、選択肢のメンバーが会議に参加した事例件数を回答ください。会議に参加した人数ではありません。
（例えば、1事案に対し、職員2名、管理職1名が参加した協議を開催した場合は、②-1に「1」件、②-2に「1」件と回答ください。）
・虐待対応ケース会議開催時の体制は、令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領」第5（1）「虐待対応ケース会議の開催」において、以下の通り記載しています。
『都道府県は、第4の精神科病院への報告徴収等により確認した事実関係を精査し、虐待疑い事案の今後の対応方針を決定するため、虐待対応ケース会議を開催する。
虐待対応ケース会議の構成員は、以下①から③までを基本とする。
① 担当部局メンバー：都道府県の担当部局の管理職及び職員（第3の（1）と同じ）
② 事案対応メンバー：保健所、精神保健福祉センター等の虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
③ 外部専門家：精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（精神保健指定医等）、精神障害者の保健または福祉に関し学識経験を有する者（精神保健福祉士等）、法律に関し学識経験を有する者（弁護士等）（いずれも当該精神科病院と関わりのない者とする）等』
・通報・届出受付件数1件に対し、複数回、会議を開催した場合でも1件とカウントしてください。
・通報・届出が前年度（令和X年3月31日以前）であり、虐待対応ケース会議が当該年度の場合は、カウントしてください。

次の設問（問9）では、問1（都道府県市への通報件数）、問2（都道府県市への届出件数）、問4（監査・実地指導・報告徴収等により判明した事例件数）、問5（前年度からの繰越件数）のいずれかに該当する事例に関して回答してください。

問9	①	虚待の事実が認められた事例件数				件
	②-1	精神科病院の業務従事者による障害者に対する虚待の定義には該当しないと判断した事例件数（下記の②-2～②-5-1の合計値が自動入力されます）			0	件
	②-1のうち、精神科病院の業務従事者による障害者に対する虚待の定義には該当しないと判断した理由別件数	②-2	通報者の心配や、届出者からの苦情と考えられる			件
		②-3	「精神科病院」において医療を受ける「精神障害者」に対する虚待に該当しない（病院外での虚待や、患者以外への虚待等）			件
		②-4-1	その他			件
		②-4-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1		
				2		
				3		
	③-1	虚待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数（下記の③-2～③-7-1の合計値が自動入力されます）			0	件
	虚待を示す客観的な証拠が得られなかった理由別の事例件数	③-2	被虚待者や虚待者、関係者等からの聞き取り等からは、虚待と判断するに足る情報を得られなかった			件
		③-3	被虚待者や通報者等から、事実確認を行うための報告徴収等に協力が得られなかった			件
		③-4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における虚待の定義に当てはまるか確認できなかった			件
		③-5	事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定（虚待の事実の判断は次年度）			件
		③-6-1	その他			件
		③-6-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1		
				2		
				3		
			①虚待の事実が認められた事例件数、②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虚待の定義には該当しないと判断した事例件数、③虚待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数の合計		0	件

問9
・①について、複数の被虚待者がいる場合、自治体において当該虚待事例を1件として整理・管理される場合は1件としてカウントしてください。
・②について、複数の選択肢に該当する事例については、最も当てはまるもの1つを選択の上でカウントしてください。

「虚待事例の概要」の全般的留意事項

・「虚待事例の概要」は、精神科病院における業務従事者による虚待について、令和5年11月27日付障発1127第11号の別紙「精神科病院における虚待防止対策に係る事務取扱要領」第5（2）に基づき虚待が認定された事例（前項問9①に該当）について、具体的に把握するための項目です。以下について、事例ごとに記入してください。
・事例は100件（回答欄1～回答欄100）まで記載できるように設定しています。回答欄1から順に記載してください。この件数に収まらない場合には、別途調査事務局へご相談ください。同一シート内で「列の追加」などにより回答欄を増やしたり、シートコピーを行う操作は行わないでください。
・自由記述のところは、入力の際に入力内容が画面表示上セルに収まりきらなくても、データが入力されていれば構いませんので、出来るだけ具体的に記入してください。
・「その他」において、内容を記入する欄が設定されている場合は、数値の記入にあわせて自由回答欄にその他の具体的な内容を記入してください。

本項目「虚待事例の概要」は**虚待が認められた事例（問9①）**のみを対象とした設問です。

虚待事例１件ずつの回答を**R列以降**に記入してください。

L列にはR列以降に入力した数値の合計値が自動で入力されます。
【R列以降の記入方法】※右上の「第3票個票記入例」も参照ください。
✓「メモ欄」には自治体で管理している事例番号や被虚待者のイニシャルなど、事例の判別がつく情報を必要に応じご記入ください。
✓「事例番号」には、虚待事例単位の番号を1,2,3…の順で振って下さい。
✓「枝番号」は、１つの事例で複数の被虚待者がいる場合、番号を振って下さい。
（1つの事例で被虚待者が1名の場合、枝番号は空欄で結構です。）

虚待事例の概要

	問9①虚待の事実が認められた事例件数（**L76セルの再掲**）⇒			0	件
問10	認定した虚待の事実に係る被虚待者数			0	名
問11	認定した虚待の種別ごとの人数（重複可）	①	身体的虚待	0	名
		②	心理的虚待	0	名
		③	性的虚待	0	名
		④	放棄・放置	0	名
		⑤	経済的虚待	0	名
		⑥	その他	0	名
問12	認定した虚待の緊急性ごとの人数	①	緊急性あり（障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある）、緊急保護を検討	0	名
		②	緊急性あり（障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある）、保護の検討、集中的支援	0	名
		③	緊急性あり（障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある）、虚待者との接触を制限することが必要	0	名
		④-1	現時点では緊急性が認められない	0	名
	緊急性が認められなかった虚待事例（④-1に該当）における被虚待者への支援の実施状況ごとの人数	④-2-1	無し	0	名
		④-2-2	有り	0	名
		④-3	有りの場合、具体的に記入		
問13	虚待を受けていた期間ごとの人数	①-1	1日以内	0	名
		①-2	1週間以内	0	名
		①-3	1カ月以内	0	名
		①-4	半年未満	0	名
		①-5	半年以上	0	名
		①-6	不明	0	名
	虚待の頻度ごとの人数	②-1	毎日	0	名
		②-2	数日おき	0	名
		②-3	週に数回程度	0	名
		②-4	月に数回程度	0	名
		②-5	過去に数回程度	0	名
		②-6	過去に1回のみ	0	名
		②-7	不明	0	名
問14	虚待の発生時間帯ごとの人数（重複可）	①	日勤帯	0	名
		②	夜勤帯	0	名
		③	不明	0	名

問12
・各事例において、令和5年11月27日付障発1127第11号「精神科病院における虚待防止対策に係る事務取扱要領について」に基づき様式3「対応方針決定シート」を作成する際に、「緊急性の判断」内の項目「緊急性の有無」にチェックを入れた内容を計上してください。
・④-2、④-3については、「緊急性が認められなかった虚待事例（④-1に該当）における被虚待者への支援の実施状況ごとの人数」について、自治体おける当事者への支援状況を回答してください。

第3票

「被虐待者の属性」の全般的留意事項

・「被虐待者の属性」は、「虐待事例の概要」に記載した事例における被虐待者の状況について具体的に把握するための項目です。以下について、被虐待者別に記入してください。
・「虐待事例の概要」における虐待案件としては1件であるが、被虐待者が複数いる場合は被虐待者別に状況を記載してください。
・被虐待者は100名（回答欄1～回答欄100）まで記載できるように設定しています。回答欄1から順に記載してください。この件数に収まらない場合には、別途調査事務局へご相談ください。同一シート内で「列の追加」などにより回答欄を増やしたり、シートコピーを行う操作は行わないでください。
・自由記述のところは、入力の際、入力内容が画面表示上セルに収まりきらなくても、データが入力されていれば構いませんので、出来るだけ具体的に記入してください。
・「その他」において、内容を記入する欄が設定されている場合は、数値の記入にあわせて自由回答欄にその他の具体的な内容を記入してください。

本項目「被虐待者の属性」は**虐待が認められた事例（問９①）**のみを対象とした設問です。

被虐待者１名ずつの回答を**R列以降**に記入してください。

L列にはR列以降に入力した数値の合計値が自動で入力されます。

メモ欄、事例番号、枝番号の欄には、102～104行目に入力した情報が自動でコピーされます。

被虐待者の属性

	問9①虐待の事実が認められた事例件数（**L76セルの再掲**）⇒	0	件
問15	被虐待者の特定ができなかった事例件数（個票内の該当セルに「1」と記入してください）	0	件

問15
被虐待者が複数名いる事例について、一部の人物の特定ができなかった場合、特定できなかった人数分を回答欄に計上してください。被虐待者の人数を特定できなかった場合は1つの回答欄にのみ計上してください。

問16	入院・外来の種別ごとの人数	①-1	入院		0	名
		①-2	外来		0	名
		①-3	不明		0	名
		（①-2外来の場合）虐待発生時の利用場面（重複可）		②-1 診察	0	名
				②-2 その他	0	名
				②-2-1 その他の場合、具体的な内容を記入		
				②-3 不明	0	名

以下（問17～24）の項目は、問16①－1「入院」に該当する被虐待者について回答してください。

※問17～24について
認定された虐待行為が行われた時点における状況について回答してください。当該時点における状況の確認が困難である場合は、最初に確認した時点における状況について回答してください。

問17	被虐待者の性別ごとの人数	①	男	0 名
		②	女	0 名
		③	不明	0 名
問18	被虐待者の年齢ごとの人数	①	就学前	0 名
		②	小・中学生	0 名
		③	15～17歳　※中学生を除く	0 名
		④	18～19歳	0 名
		⑤	20～29歳	0 名
		⑥	30～39歳	0 名
		⑦	40～49歳	0 名
		⑧	50～59歳	0 名
		⑨	60～64歳	0 名
		⑩	65～69歳	0 名
		⑪	70～74歳	0 名
		⑫	75～79歳	0 名
		⑬	80歳以上	0 名
		⑭	不明	0 名
問19	精神科病名ごとの人数（重複可）	①	統合失調症	0 名
		②	双極性障害	0 名
		③	うつ病	0 名
		④	認知症	0 名
		⑤	不安障害、神経症	0 名
		⑥	てんかん	0 名
		⑦	発達障害	0 名
		⑧	依存症（アルコール、薬物等）	0 名
		⑨	知的障害	0 名
		⑩	不明	0 名
		⑪-1	その他	0 名
		⑪-2	その他の場合、具体的な内容を記入	
問20	身体的合併症の有無ごとの人数	①	有	0 名
		②	無	0 名
		③	不明	0 名
問21	入院形態ごとの人数	①-1	医療保護入院	0 名
		①-2	①-1（医療保護入院者）のうち、同意者ごとの人数（家族等）	0 名
		①-3	①-1（医療保護入院者）のうち、同意者ごとの人数（市町村長）	0 名
		②	措置入院	0 名
		③	任意入院	0 名
		④	応急入院	0 名
		⑤	緊急措置入院	0 名
		⑥	不明	0 名
問22	病棟種別ごとの人数	①	閉鎖病棟	0 名
		②	開放病棟	0 名
		③	不明	0 名

問20
各事例において、虐待事案の対応に当たる際に、医師等の判断に基づき自治体にて記録している内容を計上してください。
※令和5年11月27日付障発1127第11号「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」様式1「精神障害者虐待通報受付票」における「被虐待者の状況」内の「身体合併症」の項目等

問23	入院期間ごとの人数	①	3ヶ月未満	0	名
		②	3ヶ月以上6ヶ月未満	0	名
		③	6ヶ月以上1年未満	0	名
		④	1年以上2年未満	0	名
		⑤	2年以上3年未満	0	名
		⑥	3年以上4年未満	0	名
		⑦	4年以上5年未満	0	名
		⑧	5年以上10年未満	0	名
		⑨	10年以上	0	名
		⑩	不明	0	名
問24	行動制限の有無ごとの人数（重複可）	①	身体的拘束	0	名
		②	隔離	0	名
		③	電話の制限	0	名
		④	面会の制限	0	名
		⑤	任意入院者の開放処遇の制限	0	名
		⑥	なし	0	名
		⑦	不明	0	名
		⑧-1	その他	0	名
		⑧-2	その他の場合、具体的な内容を記入		

問24①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第四「身体的拘束について」にて定められている身体的拘束を実施している者について計上してください。

問24②「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第三「患者の隔離について」にて定められている隔離を実施している者について計上してください。

問24③「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第二「通信・面会について」にて定められている電話の制限を実施している者について計上してください。

問24④「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」第二「通信・面会について」にて定められている面会の制限を実施している者について計上してください。

問24⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条第三項に基づく任意入院者の開放処遇の制限を実施しているものについて計上してください。

「虐待者の属性」の全般的留意事項

・「虐待者の属性」は、「虐待事例の概要」に記載した事例における虐待者の状況について具体的に把握するための項目です。以下について、虐待者別に記入してください。
・「虐待事例の概要」における虐待案件としては1件であるが、虐待者が複数いる場合は虐待者別に状況を記載してください。
・虐待者は100名（回答欄1～回答欄100）まで記載できるように設定しています。回答欄1から順に記載してください。この件数に収まらない場合には、別途調査事務局へご相談ください。同一シート内で「列の追加」などにより回答欄を増やしたり、シートコピーを行う操作は行わないでください。
・自由記述のところは、入力の際、入力内容が画面表示上セルに収まりきらなくても、データが入力されていれば構いませんので、出来るだけ具体的に記入してください。
・「その他」において、内容を記入する欄が設定されている場合は、数値の記入にあわせて自由回答欄にその他の具体的な内容を記入してください。

本項目「虐待者の属性」は**虐待が認められたした事例（問9①）**のみを対象とした設問です。

虐待者１名ずつの回答を**R列以降**に記入してください。

L列にはR列以降に入力した数値の合計値が自動で入力されます。

✓「メモ欄」には自治体で管理している事例番号や虐待者のイニシャルなど、事例の判別がつく情報を必要に応じご記入ください。
✓「事例番号」には、「虐待事例の概要」にて付番した事例番号（103行目）を記載してください。
✓「枝番号」は、１つの事例で複数の虐待者がいる場合、番号を振って下さい。（1つの事例で虐待者が1名の場合、枝番号は空欄で結構です。）

虐待者の属性

	問9①虐待の事実が認められた事例件数（**L76セルの再掲**）⇒			0	件
問25	虐待者の性別ごとの人数	①	男	0	名
		②	女	0	名
		③	不明	0	名
問26	虐待者の年齢ごとの人数	①	～29歳	0	名
		②	30～39歳	0	名
		③	40～49歳	0	名
		④	50～59歳	0	名
		⑤	60歳以上	0	名
		⑥	不明	0	名
問27	虐待者の主たる職種ごとの人数	①	医師	0	名
		②	看護師	0	名
		③	准看護師	0	名
		④	看護助手	0	名
		⑤	保健師	0	名
		⑥	作業療法士	0	名
		⑦	精神保健福祉士	0	名
		⑧	社会福祉士	0	名
		⑨	公認心理師	0	名
		⑩	医療事務	0	名
		⑪	その他業務従事者	0	名
		⑫	不明	0	名
問28	虐待者の雇用形態ごとの人数	①	正規雇用	0	名
		②	非正規雇用	0	名
		③	不明	0	名
問29	虐待者の実務経験年数ごとの人数	①	5年未満	0	名
		②	5～9年	0	名
		③	10～19年	0	名
		④	20～29年	0	名
		⑤	30年以上	0	名
		⑥	不明	0	名

問29
「虐待者の主たる職種ごとの人数」にて回答した職種における実務経験年数について、精神科における経験に限らず回答してください。

虐待の事実が認められた事例における虐待防止に関する取組

問30	虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備状況別の虐待件数	①-1	実施		件
		①-2	未実施		件
	人権や権利擁護等に関する研修の実施状況別の虐待件数	②-1	実施		件
		②-2	未実施		件
	「虐待防止委員会」あるいはそれに準ずる委員会（虐待等についても扱う倫理委員会等）の設置状況別の虐待件数	③-1	実施		件
		③-2	未実施		件
	患者等からの意見聴取の仕組み（意見箱等の整備）の対応状況別の虐待件数	④-1	実施		件
		④-2	未実施		件
	患者との接し方について話し合う場の設定状況別の虐待件数	⑤-1	実施		件
		⑤-2	未実施		件
	業務従事者の感情コントロールを高めるための取組状況別の虐待件数	⑥-1	実施		件
		⑥-2	未実施		件
	業務従事者及び患者等への虐待通報の周知状況別の虐待件数	⑦-1	実施		件
		⑦-2	未実施		件
	院内の虐待相談窓口の設置状況別の虐待件数	⑧-1	実施		件
		⑧-2	未実施		件

問30
・各項目について、問9①「虐待の事実が認められた事例件数」に計上した事例別の実施状況をカウントしてください。
・当設問における精神科病院の虐待防止の取組は、法第40条の5に基づく報告徴収や立入検査（報告徴収等）を行った時点（複数回の立入検査で精神科病院を訪問した場合は1回目の訪問時点）の内容を記入してください。

・⑤-1、⑤-2の「患者との接し方について話し合う場の設定状況別の虐待件数」について、令和5年12月14日付障精発1214第3号「精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置及び虐待通報の周知等について」第1④（※）に該当する内容や、患者への接遇や倫理面に関するカンファレンス等について、簡易なカンファレンスや話し合い等も含めて行っている場合は「実施」と回答してください。

※上記通知における、患者との接し方について話し合う場の設定」の具体的内容は以下のとおり。
「日頃から、業務従事者がストレスを抱え込みすぎないよう、患者との接し方について同じような立場・境遇にある業務従事者同士が、悩みや不安を話しながら解決策を見出せるような悩み相談ができる場を設けること。さらに、定期的に業務従事者を対象としたストレスチェックを受けさせ、その結果のフィードバックを行うことが望ましいこと。」

虐待の発生要因と分析

問31	①	教育・知識・スキル等に関する問題			件
	②	職員のストレスや感情コントロールの問題口			件
	③	倫理観や理念の欠如			件
	④	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ			件
	⑤	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ			件
	⑥-1	その他			件
	⑥-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1		
			2		
			3		

問31
1つの事例において、①～⑥のうち複数の要因が考えられる場合、当てはまるもの全てをカウントしてください。

精神科病院への対応（改善命令の実施等）

問32	①	精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に基づく虐待防止措置が講じられていないと判断し、改善計画の提出を求めた件数		件
	②-1	精神科病院への報告徴収等の結果、法第40条の2に基づく虐待防止措置が講じられていないと判断し、必要な措置を採ることを命じた件数		件
	②-2	必要な措置を採ることを命じたその内容		
	③	法40条の6に基づく改善計画の提出、必要な措置等の命令に従わなかった精神科病院のうち、その旨を公表した件数		件
	④	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公表を行った件数		件

精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例／虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例における対応

問33	①	自治体の退院請求・処遇改善窓口に繋いだ事例件数			件
	②	本人の同意を得たうえで、当該病院内の地域の関係機関等と連携する窓口（精神保健福祉士等）に繋いだ事例件数			件
	③	実地指導の実施や、病院管理者に運営に関する助言や情報提供等を行った事例件数			件
	④	その他の関係機関等に繋いだ事例件数			件
	⑤	傾聴／相談対応／受付のみ行った（特別な支援・対応は行っていない）事例件数			件
	⑥-1	その他の対応を行った事例件数			件
	⑥-2	その他の場合、具体例を多い方から3つまで記入	1		
			2		
			3		
	⑦	対応の状況について不明な事例件数			件

問33①～⑦に該当する件数の合計	0	件
問9②精神科病院の業務従事者による障害者に対する虐待の定義には該当しないと判断した事例件数、③虐待を示す客観的な証拠が得られなかった事例件数の合計から、③-5事実確認を行うための報告徴収等を実施中または後日実施予定（虐待の事実の判断は次年度）を除いた事例件数の合計	0	件

問33
・1事例につき複数項目に該当する対応を行った場合、主な対応1件についてカウントしてください。
・①②④の窓口・関係機関等に繋いだ事例件数については、当該窓口・機関へ直接連絡して被虐待者本人に係る情報提供や支援の依頼等を行った場合等に該当します。通報・届出に関する電話を受けた際に通報・届出者へ窓口・機関を案内した事例については⑤へ計上してください。

第3票　個票記入例

「メモ欄」には自治体で管理している事例番号や被虐待者のイニシャルなど、事例の判別がつく情報を必要に応じご記入ください。

「事例番号」には、虐待事例単位の番号を1,2,3…の順で振って下さい。

「枝番号」は、1つの事例で複数の被虐待者がいる場合1名ずつ番号を付与して下さい。（1つの事例で被虐待者が1名の場合、枝番号は空欄として下さい。）
※虐待者に関する設問でも同様に、虐待者1名ずつに枝番を付与して下さい。

左側の設問項目に該当する場合、事例番号（＋枝番号）ごとに数字の「1」を入力してください。

虐待事例の概要

	問9の虐待の事実が認められた事例件数(L76セルの再掲)⇒		0	件
問10	認定した虐待の事実に係る被虐待者数		4	名
問11	認定した虐待の種別ごとの人数(重複可)	① 身体的虐待	2	名
		② 心理的虐待	1	名
		③ 性的虐待	1	名
		④ 放棄・放置	0	名
		⑤ 経済的虐待	2	名
		⑥ その他	0	名

	回答欄1	回答欄2	回答欄3	回答欄4
メモ欄	A市-Xさん	B町-Yさん	C市-Oさん	C市-Pさん
事例番号	1	2	3	3
枝番号			1	2
問10	1	1	1	1
問11①	1	1		
問11②				1
問11③		1		
問11④				
問11⑤			1	1
問11⑥				

	回答欄5	回答欄6	回答欄7	回答欄8	回答欄9	回答欄10
メモ欄						
事例番号						
枝番号						
問10						
問11①						
問11②						
問11③						
問11④						
問11⑤						
問11⑥						
問12①						
問12②						
問12③						
問12④-1						
問12④-2-1						
問12④-2-2						
問12④-3						
問13①-1						
問13①-2						
問13①-3						
問13①-4						
問13①-5						
問13①-6						
問13②-1						
問13②-2						
問13②-3						
問13②-4						
問13②-5						
問13②-6						
問13②-7						
問14①						
問14②						
問14③						

	回答欄11	回答欄12	回答欄13	回答欄14	回答欄15	回答欄16	回答欄17	回答欄18	回答欄19	回答欄20
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄21	回答欄22	回答欄23	回答欄24	回答欄25	回答欄26	回答欄27	回答欄28	回答欄29	回答欄30
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄31	回答欄32	回答欄33	回答欄34	回答欄35	回答欄36	回答欄37	回答欄38	回答欄39	回答欄40
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄41	回答欄42	回答欄43	回答欄44	回答欄45	回答欄46	回答欄47	回答欄48	回答欄49	回答欄50
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄51	回答欄52	回答欄53	回答欄54	回答欄55	回答欄56	回答欄57	回答欄58	回答欄59	回答欄60
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄61	回答欄62	回答欄63	回答欄64	回答欄65	回答欄66	回答欄67	回答欄68	回答欄69	回答欄70
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄71	回答欄72	回答欄73	回答欄74	回答欄75	回答欄76	回答欄77	回答欄78	回答欄79	回答欄80
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄81	回答欄82	回答欄83	回答欄84	回答欄85	回答欄86	回答欄87	回答欄88	回答欄89	回答欄90
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

	回答欄91	回答欄92	回答欄93	回答欄94	回答欄95	回答欄96	回答欄97	回答欄98	回答欄99	回答欄100
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問10										
問11①										
問11②										
問11③										
問11④										
問11⑤										
問11⑥										
問12①										
問12②										
問12③										
問12④-1										
問12④-2-1										
問12④-2-2										
問12④-3										
問13①-1										
問13①-2										
問13①-3										
問13①-4										
問13①-5										
問13①-6										
問13②-1										
問13②-2										
問13②-3										
問13②-4										
問13②-5										
問13②-6										
問13②-7										
問14①										
問14②										
問14③										

| | | |

| | | |

問23①										
問23②										
問23③										
問23④										
問23⑤										
問23⑥										
問23⑦										
問23⑧										
問23⑨										
問23⑩										
問24①										
問24②										
問24③										
問24④										
問24⑤										
問24⑥										
問24⑦										
問24⑧-1										
問24⑧-2										

問23①										
問23②										
問23③										
問23④										
問23⑤										
問23⑥										
問23⑦										
問23⑧										
問23⑨										
問23⑩										
問24①										
問24②										
問24③										
問24④										
問24⑤										
問24⑥										
問24⑦										
問24⑧-1										
問24⑧-2										

問23①										
問23②										
問23③										
問23④										
問23⑤										
問23⑥										
問23⑦										
問23⑧										
問23⑨										
問23⑩										
問24①										
問24②										
問24③										
問24④										
問24⑤										
問24⑥										
問24⑦										
問24⑧-1										
問24⑧-2										

問23①										
問23②										
問23③										
問23④										
問23⑤										
問23⑥										
問23⑦										
問23⑧										
問23⑨										
問23⑩										
問24①										
問24②										
問24③										
問24④										
問24⑤										
問24⑥										
問24⑦										
問24⑧-1										
問24⑧-2										

問23①										
問23②										
問23③										
問23④										
問23⑤										
問23⑥										
問23⑦										
問23⑧										
問23⑨										
問23⑩										
問24①										
問24②										
問24③										
問24④										
問24⑤										
問24⑥										
問24⑦										
問24⑧-1										
問24⑧-2										

	回答欄1	回答欄2	回答欄3	回答欄4	回答欄5	回答欄6	回答欄7	回答欄8	回答欄9	回答欄10
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問25①										
問25②										
問25③										
問26①										
問26②										
問26③										
問26④										
問26⑤										
問26⑥										
問27①										
問27②										
問27③										
問27④										
問27⑤										
問27⑥										
問27⑦										
問27⑧										
問27⑨										
問27⑩										
問27⑪										
問27⑫										
問28①										
問28②										
問28③										
問29①										
問29②										
問29③										
問29④										
問29⑤										
問29⑥										

	回答欄11	回答欄12	回答欄13	回答欄14	回答欄15	回答欄16	回答欄17	回答欄18	回答欄19	回答欄20
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問25①										
問25②										
問25③										
問26①										
問26②										
問26③										
問26④										
問26⑤										
問26⑥										
問27①										
問27②										
問27③										
問27④										
問27⑤										
問27⑥										
問27⑦										
問27⑧										
問27⑨										
問27⑩										
問27⑪										
問27⑫										
問28①										
問28②										
問28③										
問29①										
問29②										
問29③										
問29④										
問29⑤										
問29⑥										

	回答欄21	回答欄22	回答欄23	回答欄24	回答欄25	回答欄26	回答欄27	回答欄28	回答欄29	回答欄30
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問25①										
問25②										
問25③										
問26①										
問26②										
問26③										
問26④										
問26⑤										
問26⑥										
問27①										
問27②										
問27③										
問27④										
問27⑤										
問27⑥										
問27⑦										
問27⑧										
問27⑨										
問27⑩										
問27⑪										
問27⑫										
問28①										
問28②										
問28③										
問29①										
問29②										
問29③										
問29④										
問29⑤										
問29⑥										

	回答欄31	回答欄32	回答欄33	回答欄34	回答欄35	回答欄36	回答欄37	回答欄38	回答欄39	回答欄40
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問25①										
問25②										
問25③										
問26①										
問26②										
問26③										
問26④										
問26⑤										
問26⑥										
問27①										
問27②										
問27③										
問27④										
問27⑤										
問27⑥										
問27⑦										
問27⑧										
問27⑨										
問27⑩										
問27⑪										
問27⑫										
問28①										
問28②										
問28③										
問29①										
問29②										
問29③										
問29④										
問29⑤										
問29⑥										

	回答欄41	回答欄42	回答欄43	回答欄44	回答欄45	回答欄46	回答欄47	回答欄48	回答欄49	回答欄50
メモ欄										
事例番号										
枝番号										
問25①										
問25②										
問25③										
問26①										
問26②										
問26③										
問26④										
問26⑤										
問26⑥										
問27①										
問27②										
問27③										
問27④										
問27⑤										
問27⑥										
問27⑦										
問27⑧										
問27⑨										
問27⑩										
問27⑪										
問27⑫										
問28①										
問28②										
問28③										
問29①										
問29②										
問29③										
問29④										
問29⑤										
問29⑥										

| | | |

【 第4票 】

精神科病院における虐待に関する死亡事例調査票

自治体名（自動）

■第４票に関する全般的留意事項

・死亡事例の有無にかかわらず、問１は必ず回答して下さい。
・令和X年４月１日～令和Y年３月31日の間に、貴都道府県市で精神科病院における業務従事者による精神障害者虐待によって発生したと認識されている死亡事例について報告してください。
このような事例があった場合、１ケースごとに調査票を作成してください。なお、第４票は１枚（死亡事例１件分）しか添付していません。死亡事例が２件以上ある場合は、当該ファイルをコピーしてお使いください。
（シートのコピーではなく、ファイルのコピーとしておりますのでご注意ください。）
・回答はプルダウンメニュー方式になっている項目と、自由記述になっている項目があります。
・必要に応じて、国への報告を行うことに対するご遺族等関係者の意向を確認した上で、可能な限り詳細に記入してください。第４票同様に、報告いただいた内容については、報告をいただいた自治体への個別の確認を行わずに公表することは一切いたしませんが、国での現状把握のため、詳細な記入をお願いしているものです。
・なお、公表、報告等に使った資料で事件の概要がわかるものがありましたら、写しを添付資料として提供願います。写しはPDF等により電子化したもので提出してください。

虐待等による死亡事例の有無

問1	虐待等による死亡事例の有無	0.無し　1.有り

＜回答に当たっての留意事項（O列）＞

※以下の項目は、問1「虐待等による死亡事例の有無」にて「1.有り」を選択した場合に回答してください。「0.無し」を選択した場合は、調査は終了です。

事件の概要

問2	事件発生（又は発見）年月日	
問3	事件形態	1.業務従事者による被虐待者の殺人 2.業務従事者の虐待（ネグレクトを除く）による被虐待者の致死 3.業務従事者のネグレクトによる被虐待者の致死 4.その他　（具体的に記載してください↓）
	その他の具体的な内容	
問4	虐待があった病院名	

問3
・対象期間中に発生した「従事者等による虐待等により障害者が死亡に至った事例」の中で、報告の提出までに警察発表が行われたものについては、その内容に応じて１～３を選択してください。１は殺人の故意が認められた場合、２及び３は殺人の故意が認められなかった場合に虐待の形態に応じて選択してください。
・報告の提出時点で警察発表が行われていないケースなど、上記にあてはまらない場合はすべて4を選択して具体的状況を記入してください。

第3票で入力した虐待事例との紐づけ

問5	第3票で入力した虐待事例の番号	
問6	第3票で入力した虐待者の枝番号	
問7	第3票で入力した被虐待者の枝番号	

事件前の行政サービス等の利用

問8	①	障害福祉サービスの利用	0.無し　1.有り
	②	有りの場合、具体的に記入	
問9	①	行政への相談	0.無し　1.有り
	②	有りの場合、具体的に記入	
問10	①	行政の対応	0.無し　1.有り
	②	有りの場合、具体的に記入	

問10②
以下の①②について記入できる範囲で具体的に記入してください。
　①　事件発生以前の虐待（疑い）情報その他支援を必要とすると思われる情報の取得の有無と内容・時期
　②　事前に情報を得ていた場合の確認・対応状況や情報の内容（主体、経過等を時系列で記入してください）

事件の状況

問11	①	事件の概要・要因	
	②	事件の課題として認識していること及び事件を受けてとった対応策	

問11①
以下の①～④について記入できる範囲で具体的に記入してください。
　①　加害の動機・原因
　②　加害者、被害者の心身の状態
　③　虐待の具体的な内容と経過（時系列でご記入ください）
　④　その他原因や概要の説明に必要な情報

問11②
事件発生前後の対応に関する具体的な課題や、事例の検証作業実施の有無や内容、新たに開始した対応策について、可能な限り具体的にご回答ください。

事後検証の実施状況

問12	①	事案の事後検証の実施有無	1.実施した（している） 2.実施していないが今後実施する予定 3.実施しておらず今後も予定していない 4.事後検証を実施するかまだ決めていない 5.不明
	②	1.実施した（している）の場合、具体的な方法	1.第三者（監事や顧問弁護士等の病院と利害関係のある者は除く）のみで構成された検証委員会等の組織を設置して実施した（している） 2.自治体が専門的な知見を持つ外部の機関（者）を含めて組織的に実施した（している） 3.自治体が庁外の関係機関（者）を含めて組織的に実施した（している） 4.自治体内で事例の振り返りや検証を目的とした組織的な合議を実施した（している） 5.自治体内で担当者（部署・機関）間の確認・振り返りを実施した（している） 6.自治体の担当者が個人で記録の整理や振り返りを実施した（している） 7.その他の方法で実施した（している）（具体的に記載してください↓） その他の具体的な内容
	③	事後検証で検証した事項	a.事例発生までの経過 b.発生要因 c.支援・介入・対応の内容・方法 d.業務従事者への支援・対応の内容・方法 e.緊急性の判断・対応方法 f.立ち入り調査の判断・実施 g.成年後見制度等の利活用 h.関係者の事前の危機認識・予兆察知 i.虐待の有無や虐待対応とすべきかの判断 j.対応体制 k.情報共有の基準や方法 l.関係機関の連携方法 m.関係者への研修や啓発 n.現在検討中 o.その他 その他の具体的な内容
	④	事後検証の検討結果の記録	a.検証結果の報告 b.検証内容の記録（議事録等） c.検証に使用した情報を集約したもの（ケース記録等） d.その他の記録・資料等（具体的に記入）
	⑤	事後検証結果の共有	a.報告書等を一般に公開した（予定を含む。また結果の一部や加工した情報とした場合を含む） b.虐待対応全般に関係する機関（者）に周知した（予定を含む。また結果の一部や加工した情報とした場合を含む） c.検証に関係した機関（者）のみで共有した（予定を含む） d.公開・共有等は行っていない（予定がない） e.その他 その他の具体的な内容
	⑥	事後検証を受けた再発防止策の実施状況	a.虐待防止に関する報告・啓発活動の実施 b.関係機関・事業所を対象とした研修会の開催 c.マニュアルの作成・改訂 d.支援のネットワークの構築または体制強化 e.庁内関係部署との連携強化 f.関係機関（庁外機関）との連携強化 g.虐待対応部署の体制の見直し h.自治体と病院が平時から意見交換を行う場の設置 i.その他 その他の具体的な内容

事件に対するその他の対応

問13	①	行政処分の状況について		
	②	事件を把握した方法		
	③	本件に関する報道の有無	0.無し　1.有り	
	④	事件の内容の公表可否	1.可　2.不可	

問13②
・事件を把握した経緯について、事件発生年月日から時系列で記入してください。
・本問は虐待で死亡に至った事件を把握した方法について回答を求めるものです。死亡に至る以前の虐待等の情報把握については、問8～11にご回答ください。

問13③
報告の提出までに報道がなされているかどうかについてご回答ください。また、報道されている場合は、その内容について資料を添付してください。